

平成23年度第2回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年6月8日（水）19時～21時

場 所：ホテル ルビノ京都堀川「加茂の間」

出席委員：安宅義人委員，奥山茂彦委員，源野勝敏委員，関川芳孝委員，仙田富久委員，
浜岡政好委員，樋口文昭委員，宮本義信委員，村井信夫委員，矢島里美委員，
山手重信委員

欠席委員：菅原幸子委員，西晴行委員

— 開会 —

【事務局】

ただ今から，平成23年度第2回目，前年度から数えて第8回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては，大変御多忙の中，御出席を賜りまして，誠にありがとうございます。

まず，本日の出欠でございますけれども，菅原委員，西委員におかれましては，御都合がつかず欠席との御連絡をいただいております。また，樋口委員でございますが，古村委員の後任としまして，本日初めての御出席でございます。

続きまして，資料の確認をお願いしたいと存じます。1点目が「市営保育所の今後のあり方について 第8回討議資料」でございます。2点目が「福祉施策のあり方検討分科会事務局への質問事項について（回答）」でございます。追加の資料という形で市民公募委員であります仙田委員から「第8回福祉施策のあり方検討専門分科会への意見」を別途お配りしておりますので，御確認いただければと思います。

それでは以後の進行につきましては，浜岡会長をお願いしたいと存じます。

【浜岡会長】

それでは以後の進行を進めさせていただきます。前回の会議では事務局から平成23年度からの市営保育所の職員配置の見直しについての報告と「市営保育所の今後の役割・機能」及び「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」ということで，事務局案をまとめられたものを御説明いただきました。委員の皆様からかなりたくさんの御意見をいただき，さらには保護者の意見を聞いてはどうだろうかという御提案もいただきました。

そこで，本日は前回に引き続いて，市営保育所の今後の役割・機能のまとめについてと市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて御議論いただきたいと

思います。今後の議論の進め方、分科会の進め方について、前回までの御議論を踏まえまして、一旦整理して委員の共通理解を図っておきたいと思いましたが、事務局に現時点での論点整理案を用意するようお願いしておりました。最初に御説明いただけたらと思います。

【事務局】

失礼致します。それでは、お手元の資料、「市営保育所の今後のあり方について第8回討議資料」これを1枚おめくりいただきたいと存じます。「市営保育所の今後のあり方に係る現時点での論点整理（案）」でございます。この資料につきましては、特に前回の分科会におきまして、今後の審議の進め方などに関しまして、様々な御意見が出されたところでございます。

このため、ここで皆様方に議論を一旦整理して共通認識を図っていただき、そのうえで、当初お願いしておりました審議の4つの視点の議論を改めて進めていただきたい。そこで、これまでの議論を通じたおおよその基本認識、また、それを踏まえまして今後の論点とその検討の進め方に関しまして、皆様方に御議論していただく、その参考となるように、ということで会長からの御要望があり、私どもで案としてまとめたものでございます。

皆様方におかれましては、これは、あくまで議論の整理のためのたたき台としてとらえていただき、基本認識と今後の論点と進め方の2点につき、皆様方の共通認識を図っていただきたく存じます。それでは、御説明を申し上げたいと思います。

まず、1についてでございます。これまでの議論を通じた基本認識につきましてまとめさせていただいております。そのまま読み上げさせていただきます。

第1に、保育所としての現在の機能について、おおむね公・民の違いはなく、民間保育園と同じことを実施するのであれば、高コストの市営保育所で取って代わる意義は少ない。

第2に、一方、市営保育所には、当面維持すべき役割をはじめ、これまでの保育所機能を越えた役割が求められるとともに、公務員としての保育士に対する新たな役割も求められている。

第3に、当分科会の論議の「射程」については、国の進める保育制度改革の状況や市営保育所の今後の見直しの進捗を踏まえ、今後、例えば数年後の一定の時期に検証することを念頭に置くこととする。

以上、これまでに御議論を通じた基本認識につきましては、大きくはこの3つにまとめられるのではないかと存じます。こうした基本認識に立つとしますと、今後の市営保育所のあり方を御検討いただくうえでは、次の大きな2つの論点が見えてくるのではなかろうかと思うところでございます。

そこで、2についてでございます。まず、第1に「役割・機能に係る論点」につきましては、「市営保育所が当面維持すべき役割及び新たな役割・機能の具体的内容」がでございます。

また、第2に、「配置とその実現へのプロセスに係る論点」につきましては、四角に囲みました4つが考えられるのではないかと存じます。

1つは、2-(1)に想定されます役割・機能は、すべての市営保育所において必要なのかどうか。2つ目は、また、すべての市営保育所にまでは必要ないとすれば、当面、どの程度の範囲で必要と考えられるか。3つ目は、さらに、1-(1)の基本認識も踏まえますと、いくつかの市営保育所については、民間への移管というプロセスも浮かび上がるのではないか。最後に、4つ目は、だとすれば、民間移管については子ども・保護者に与える影響に重いものがございますことから、当分科会が民間移管の方向性を今後視野に入れるのであれば、そのプロセスについても十分な論議を行うべきではないか。以上、大きく分けて、この2つの論点につきましての議論が必要ではないかと考える次第でございます。

加えまして、これまでの分科会におきましては、主に、「役割・機能に係る論点」に関する議論がなされ、この論点はもちろん重要でございますけれども、残る「配置とその実現へのプロセスに係る論点」につきましても、2つともお互いに不可分の関係にあることから、あわせて総合的に今後検討していくことが必要ではないかと考えるものでございます。事務局からの説明は、以上でございます。どうか皆様方のこの場の御議論をよろしくお願い致します。

【浜岡会長】

これまでの市営保育所を巡る議論ですが、現時点で委員の皆様の御意見を踏まえて、今後の議論の中でつめていただきたいということで論点整理を事務局にさせていただきました。

このような形で今後、当分科会のところで議論を進めていくかどうか、また、この論点整理の仕方でもいいのかどうかを含めて委員の皆様からの御意見をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

基本認識のところでは3つございます。民間の保育園と同じことを、コストをかけてやるということについて市民の理解が得られるかどうか。2つ目は、市営保育所を維持する場合に、どういう役割を果たすような形で行っていくのか、さらには公務員としての保育士の役割をさらに明らかにする必要があるのではないか。3つ目は、現在国が進めている保育制度の様々な制度改定、市営保育所の今後のあり方を踏まえて、今後数年後に一定検証する必要があるのではないか。そういった認識の中に立って、2つの課題を今後どうするかという整理の仕方についていかがでしょうか。

【委員】

基本的には、この分け方は原則的にはこうかなと思うんですけども、ただ、これまでの議論を踏まえて少し私なりに疑問を持つところもあります。

公務員としての保育に対する役割が言われているわけでありましてけども、民間保育園は保育園連盟を中心にしながら、プール制の見直しをしました。特に自由裁量を重視した捉

え方をしまして、そのポイント制をやりました。そういうことがこれからの保育のあり方の1つのキーワードになってくると思うんですけども、市営保育所の職員は保育の質を担保するためにどういうことがされるのかが、なかなかこれまでの論議からは見えてこなかった。その点も聞かせてもらいたい。

【浜岡会長】

今後の議論というか、中身の議論に関わってくる話なので、後の議論のなかでやりとりしたい。論点についていかがですか。

【委員】

この分科会は、当初、平成22年度の終了の予定だったと思います。いろんな事情があって次年度にまたがった分科会になったんですけども、冒頭説明を聞いておきまして、市営保育所の当面の今後の役割について、議論をもう少し時間をかけて進めていくほうがいいのではないか。また市営保育所の今後の配置とその実現のプロセスの件も時間をかけながら進めていったほうがいいと思います。

例えば民間に移管するとなった場合の考え方、進め方、また場所のことやその他のもろもろ条件についても公平公正な形でゆっくり具体的に決めていったらどうかと考えている。

【委員】

論点整理と3ページからの今までの議論してきた関係が、私としてはちょっと理解できない。今まで議論してきた経過からこの論点整理が出てきて、3ページ以降の扱いはどういう位置づけになるのか。

【浜岡会長】

資料3ページの市営保育所の今後の役割・機能については、これまでの議論の中で事務局のたたき台を修正しております。8ページの市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについてこれまでの議論を整理する。こういったところで前回まで議論がされてきたんですが、今後さらにどういう議論を進めていくかの整理として、大きく2つの柱があるだろうと。

2つの柱の中でも、特に後半の配置とその実現へのプロセスに関わる論点が、これまで8ページで記述されているような部分ではなかなか具体的なところまでできていないんですね。少なくとも分科会の中で今後さらにつめていく必要があるのではないのかという整理かと思うが、これまでの議論と今日の論点整理の関係がうまく飲みこめないという御指摘について、いかがでしょうか。

【事務局】

前回までは、3ページ以降につきまして中心に御議論をいただけてまいりました。そこで、一定現状及び基本的な認識に係る部分、役割等を含めて議論をいただき、後から申し上げますようにかなり肉付けがされてまいりました。さらに前回、配置のあり方と実現へのプロセスについて、その中で様々な御議論がありましたので、今後の議論をもう少し進めていかなければならないだろうという考えを基本に、ここで一度論点を整理してどういったことを中心に今後の議論の道筋を作っていけばいいかをお示しする、あるいは委員の皆様の中で共通認識していただくために1ページ目の論点整理案をお出しさせていただきました。

最終的にこの分科会の御意見としていただけていくこととなりますのは、3ページ以降の本文がベースになってこようかと思えます。そして1ページについては今後この分科会での議論を進めるに当たって、こういう議論の道筋で良いかどうかの現段階での方法論として、御提示させていただいたということで御理解をいただきたいと思えます。

【委員】

皆様のお手元に私の意見が配られていると思えますので、改めて繰り返す必要もないのかもしれませんが、先ほどの会長の提起を踏まえ、この論点の整理の基本認識がこれでいいのかということについて、少し発言させていただきたいと思えます。

第一のところですが、以前の委員会でも発言させていただきましたように、我が国は国連子どもの権利委員会から子どもの権利条約の批准国の責務として資源の配分であるとか公的及び私的セクターにおける子どものケアや保護のためのサービスの質及び量に関する基準の改善について強く求められており、国や地方公共団体にはこれらの改善を誠実にを行う責務があるのではないかと認識しているところです。

少し私の感想になりますが、3月11日に発生した東日本大震災、大津波、それに続く福島第一原発の事故ですけれども、このことは子どもの福祉の分野においても大変大きな教訓を残してくれているのではないかと受け止めています。子ども自身が亡くなったケースも大変多いですけれども、親や家族を失った子どもを言うに及ばず、目の前に津波が押し寄せるという激甚災害を目の当たりにした子どもたちの様子が報道され、さらには長期間の避難所暮らしを余儀なくされた子どもたちがいかにも明るく振舞っているということが出てきているんですが、現地の報告を聞くと、PTSD症状、心の不安さえも出せないというところまで追い込まれていて、いかにも健気にやっている、そんなところがマスコミで報道されているのではないかと思います。

さらには、原子炉の汚染に関して、戸外、小学校ですと運動場での活動を余儀なくされている子どものことを聞くと心が痛みます。そんな中で、お母さんお父さんたちは無限の可能性を持つ子どもたちに対して、自分たちの生活はさておいても、よりましな発育できる環境、勉学できる環境を確保してほしいと訴えられていることも私たちは知っています。

こんなことから、翻って、今私たちが論議をしております市立保育所の今後果たすべき積極的な役割に言及するならば、こうした子どもの権利擁護と発展の視点というものを申し上げてきましたが、それをしっかり見据えてほしいし、基本的視点の中には入れてほしい。

児童福祉施設の最低基準は言うに及ばず、現在、京都市が行っている措置について、公立や民間を問わず、保育所、保育園の現状をつぶさに分析して、不足のあるところには積極的に資源の配分を図るべきだという意見をここから上げていく必要があるのではないかと思います。それが子どもたちの未来に責任を持つ親世代としての私たちの責務であろうと思いますし、社会福祉に関する専門的見地から京都市の諮問に答えて、提言を行う社会福祉審議会の責務でもあらうとも思います。

大変失礼な言い方ですけども、事務局案の文章にはこうした基本的視点が欠落しているとお見受けしました。大変残念な思いをしております。地域子育て支援や被虐待児童への対応は、そのこと自体は大切な取組でありますけれども、そのバックにこの基本的視点との関係を明確にすることがなければ、極めて対症療法的で、不十分なものになりかねないと思います。

私たちが目指すべきところは、どの子も個人としての人格や人権を大切にされ、その持てる可能性を最大限発揮できるよう、生まれたときから系統的にその利用する施策、制度を、セクターなどの違いに関わらず、育てられ、ケアされるシステムの構築であらうと思います。

そういう意味で市営保育所が受け持つ狭義の保育、そのものの領域には現状においてはごく一部を占めているに過ぎないという論議がされてきていますけれども、これまで出されているパイロット的な役割や公務員としての保育所の役割など、この視点から地方公共団体が果たしていかなければならない責務を担うというところで積極的な論議の発展がしていただけるのではないかと考えています。

【浜岡会長】

今日の後の議論であります3ページ以降のところこういう視点を盛り込んでほしいという御意見だったかと思いますが、論点としては、市営保育所の持つ役割をどうするかをもっと積極的な内容にすべきだという御意見ですよね。

論点としては2つあって、今の御意見は現状の記述では不十分であり、補強すべきではないかという御意見かと思うんですが、組み立てについてはいかがでしょうか。論点そのものに対しての御異議ではなかったかと思うんですが。

【委員】

論点整理の1と2の部分で少し意見がございます。1の(2)の部分ですけども、公務員としての保育士という表現が、公務員として倫理性の高い保育士なのか、特定の京都市の職員として市の掲げる児童福祉の諸課題についても、ともに関わる専門職としていう

趣旨なのか従来の議論を十分踏まえないと意味が取れない部分があるように思っており、そこを少し修正いただければと思います。それから、「新たな役割も求められている」の後に、「こうした役割を踏まえて現在の市営保育所のコスト評価が必要である」と加えていただきたいと思っています。

1の(1)は、現在の市営保育所の役割論でいくと、確かに高コストであろうかと考えておりますけれども、今まで議論してきた市営保育所の役割あるいはこれから議論していく公立保育所の役割論を踏まえて、現在のコストは合理性があるのかという議論が必要なのではないかと思っています。それとの関係で2の(1)の部分は結構でございますけれども、(2)の3つ目の「民間への移管」というプロセスも浮かび上がるというのは少し唐突過ぎるかと思っています。

と申しますのは、役割を踏まえてそれだけ頑張っていただけるなら今のコストでも十分安いという評価で、現状維持でいきましょうという選択肢もあれば、今以上の役割を期待できないという結論であればゼロという選択肢もあるのかなど。あるいは中間をとって、いくつかの拠点ということも考えられるようにも思うのですが、この役割について、もう少しつめていかないと、直接プロセス論の議論まで踏み込めないように思います。

ですから、「民間への移管という選択肢も浮かび上がるのではないか」ぐらいであれば、それはそうかなという気も致します。そうして考えますと4つ目の「だとすれば」というところで、プロセスもこれから議論するという論点整理については、これまで浜岡会長の非常に丁寧な議事進行もあって民間移管という結論ありきの議論ではなくて、非常に丁寧に落としどころを探ってきた。その中で建設的に市営保育所の役割を将来に向けてビジョンを持つという議論をしてきたという印象を持っておりますので、そういう立場からすると、少し違和感があると思っております。

【浜岡会長】

事務局に、こういう方向も含めて、いろいろとつめていただきたいという思いも込められているのかと思いますが。

【委員】

今の話もあるわけですが、私はこれでいいと思っております。今までの流れから結果として、こういう表現になったと思っておりますので、私はこれでいいと思います。

【委員】

私は、なにか違和感があると思いました。必要なかどうかこれをこれから論議して必要だという論議になるのか、いや必要ないという論議になるのかは分かりませんが、すべての保育所においてまでは必要ないとなれば2の(2)の2つ目の論議になる一方、すべての保育所において必要だという論議になれば、また違う論議をしなければ

ならない。公平に上げておく必要があるのではないか。

そうしますと、民間移管という選択肢が浮かび上がるのかどうか、もう少し正確に提起をしたほうがいいように感じました。

【浜岡会長】

2の(2)については、つめた議論がこれまでできてなかったこともあって今後議論する方向性としてはこうかなと。

【委員】

私はこの案のままで良いと思います。

【委員】

付けたすまでもないと思うんですけども、役割をつめる、市営保育所としてのビジョンをどう構築していくのかということの関連で、私たちの議論というのは市営保育所に求められている実践と求められている人材のあり方を今一度問い直す議論として集約できるのではないかなと思うのです。とすれば、私のスタンスから言いますと、この論点整理の方向性について異議はないということです。

【浜岡会長】

いろいろと両方の議論が出ていますが、基本的に2の(2)の1の部分については今後もう少し深めるべきだということで、大方の委員のところで大きな違いはないと思いますが、議論を深めていく過程で、配置とその実現へのプロセスに係る論点が出てくるわけですし、現在の段階で言うと、つめられた議論に進んでいないこともございますので、こういう表現になっているのではないかと思います。

若干、委員がおっしゃったように、民間移管という「選択肢」ぐらいにしたほうが、これまでの論議とこれからの論議を考えると良いのではないか。

【委員】

皆様の御意見を聞かせていただいている、今までの経過の中で、かなりここで言われている、民間保育園と同じことを実施するのであれば高コストである市営保育所はいかがかというのが当初の議論で、その中で、結局は保育行政とか子育て支援、京都市としてどうするのかという部分を一定市営保育所でパイロット的であろうと担いつつあるという状況報告をされてきたということで、先ほど委員が言われた権利条約を含めて、京都市がその保育以外のことを含めて子育て支援に対するどういう形をもっていくのかということをごままでここで議論するんですかと疑問に思いました。

と言うのは、保育という一つの子育ての支援の方法であったりとか、環境であったりと

かいう部分であれば、民間移管の話が出てきても結論としてそうかなとは思うんですけれども、ただ市営保育所の役割・機能については、現実的にもたくさんの方の行政の職員としての役割とか地域との連携とか地域の子育て支援の環境とかにも汗をかいていただいている報告があったんですけれども、それは今までの話である。これからどうするのか。

市営保育所の機能役割に将来こういうことを持たせていくという方向性も決めるべき。2の(2)に書かれているような、地域とかバランス的なことを含めて行政としての地域の拠点での担いの内容を示していくべき。こうした役割論点を整理することによって、結果的には積極的なことも含めた民間移管ということも選択肢としていくつかの保育所があがっているかもしれないし、逆に言うと、これはしっかりと京都市として市営保育所にこういう機能を果たしていってもらい、保育部分以外の行政としての役割を果たしていってもらいたいということもある。

その辺を考えると保育所の現状について中心に論議してきた経過があるので、そこを話し合っていこうと思うと、その前段でもっと出しておかないといけない部分がこの論点案にはないので、ひょっとしたら結論が焦って出てきているように市民にとられる危険性があるのかなと感じています。

いずれにしても、もう少し時間をかけなければならない問題かなという印象は強く持ちました。

【浜岡会長】

大きく2つの議論課題があるということと、特に2の(2)のところはもう少しいろいろ意見も分かれているので、2の(1)の議論を踏まえて次のステップをどう具体化していくかという展開になろうかと思いますが。

【委員】

確認ですけれども、第1回目の資料5でこの審議会に委ねられている審議の視点が1から4まであって、私は審議の視点4の今後の役割機能及び配置の実現へのプロセスということ市営保育所の今後の役割機能、その市営保育所の配置実現へのプロセスと考えていたのですね。新しい保育所をどう配置、実現していくのかそのプロセスをどう考えるのかということがまずあって、変わっていく市営保育所の新たな機能役割をどう具体化していくかというプロセスがあって、なおかつ民間移管の話が選択肢の一つとして上がってくるのかなとは思いますが、まず新しい保育所の役割を持ったものをどうつくっていくのかというプロセスの検討をしていただかないと、スカッと民営化のプロセスの議論に気持ちとして入っていけない。

せっかく当初のスケジュールでこの3月までに意見書をまとめるということ延長して、なかなか他市では十分できていない新しい役割論、機能論、それをどう具体化して配置整備していくのかという役割まで踏み込んだ議論をしてきたわけですから、もう少しその

部分を深める努力をしてもいいのかなと思います。

【浜岡会長】

ほぼ意見が出たようですが、2つの柱を中心に議論するという方向性については共通理解になったと思うんですが、役割論の2の(1)の部分と2の(2)の部分はどうリンクさせていくのかということについては、最初の市営保育所の役割をもう少しはっきりさせたうえで2の(2)の議論に結びつけていったほうが自然だという受け止め方になっているんですが、事務局としてはどうでしょうか。

【事務局】

盛んな御議論ありがとうございます。いろいろ勉強させていただきますけども、私どもは、出させていただいた論点整理の案につきましては、この間、中間意見のまとめをいただき、その後、審議の視点の今後の役割と機能の話に入っていただいた。その議論については、いろんな御意見はいただいたところがございますけれども、まだ具体的な議論には至ってないと受け取っております。そのことについては、ここに書かせていただいておりますとおりに、引き続き議論していただくことを、決して否定しているわけではございません。

しかしながら、私どもも併せての審議の視点をお願いしている立場でございますので、この辺りにつきましてはどうかよろしくお願ひしたいと考えるものでございます。民間への移管ということについて想定してつくられているのではないかという御指摘や御議論等もあるようでございますけども、そういうことではございません。私どもとしていろんな御意見の中でまとめてきたつもりでございます。

それから、京都市全体のいわば福祉行政あるいは子育て支援行政の中で、公営保育所の問題をどう考えるのかということについて、今までこの分科会の中で未来子どもプランの御説明等をしているわけではございませんけれども、ただ何もないというわけではございません。未来子どもプランの中でも保育所の果たす役割というのは、書かせていただいております。

もちろん、一方で公営の保育所が独自に果たす役割という点では、言及されていなかったという御指摘ももっともなものとして受け取る次第でございますけれども、ただ、やはり、このところで新たな役割が必要である、考えられるということに関して具体的にどのようなものか、はっきり言いまして持ち合わせておりませんので、そのところに踏み込んで議論をしていただきませんと、私どもといたしましても、このような形でのまとめに至らざるを得ない点もあるということは御理解願ひたいと思います。以上です。

【浜岡会長】

事務局としてもっと議論してほしいという部分も含めて、この論点の中には盛り込まれ

ている。いずれにしても、この2つの部分の議論をさらに具体化して検討してとなると、かなり時間が必要になってくるかと思えます。もう少しきちんとした議論をつめていく必要が出てくるのかと考えております。加えて、保護者の方からの御意見も一度聞きながら、御議論をさらに進めていくということも必要ではないかという意見も出ておりましたけども、かなり大きな転換期、そういった時期での市営保育所のあり方でございますので、最終的な意見をまとめていくまでに、もう少し時間が必要かなと感じております。

そのため、前回の会議の後に事務局とも御相談させていただきまして、もう少し丁寧な審議をする必要があるのではないか、そのための今後のスケジュールの変更等も含めて可能かどうかをいろいろと協議しておりました。

今日の皆様の御意見でももう少し議論すべきだということだったと思えます。そういったことと関わって、私自身の本務の仕事が、この4月以降、一層忙しくなり、なかなか日程設定が難しい状況に追い込まれております。丁寧な議論が求められるところで、職務を全うできるとはなかなか言いにくい状況になっており、本分科会の運営に御迷惑をおかけしては非常に困りますので、事務局に相談させていただいておりました。今後の議論もあります中で、申し訳ないですが、今日の分科会で私自身の役割を一応終わりにさせていただきたい。委員の皆様の御理解をいただきたいと思えます。分科会ではもう少し丁寧な議論をこれからも続けていくということになりますので、どなたがこういう役割をやってもちゃんと進んでいくこととは思いますが、私自身の会長職の辞任について皆様の御理解が得られましたら、本分科会の委員は審議会の委員長が指名する形で行われていますので、御了解を得て、どなたかに交代していただきたいと考えております。いかがでございましょうか。なかなか両立し難い状況が出てきておりますので、是非御理解いただければと思えます。

【事務局】

今のスケジュールの話でございますけれども、前回終了後に会長から今日の論点整理について、一度今日時点までの確認をするほうが良いということで論点整理案の作成と、当初3月末としていたスケジュールが少し延びておりますけれども、もう少しかかるのではないか、それが京都市としていいのかとの2点の相談、指示を受けておまして、行政内部で検討しました。

今日もいろいろ意見が出ておりますとおり、あと1、2回でまとめるのは非常に難しいであろうということも含めまして、スケジュールについては、もう少し延ばして御議論いただきたい。

ただ当初は3月末と言っておりましたので、遅くとも年末ぐらいまでには意見としていただきたい。日程の余裕はできるかなと考えておりますが、一方で非常に忙しい先生方ばかりでございますので、毎回夜でなければなかなか日程が取れないということで、会長から会長職の辞任の話がございましたが、他の先生方も公務等で大変だと思いますけれども、

皆様の御理解が得られるようでしたら、少し延ばして慎重な議論をいただきたい。スケジュールについては、そういうことでお願いしたいと思っております。

【委員】

私もこの委員会が3月で終わりだと思っておりましたので、私自身の肩書きがその時点までということになっておった関係もありまして、その後延ばしてもらうのにまたいろいろ手続をしてもらわないといけなくなったんですけれども、会長自身が体の御都合ということになれば、強く慰留することもできないかと思いますが、その点は仕方がないから、どなたかに会長をお願いできればと思っています。

【浜岡会長】

ありがとうございました。委員の皆様の御理解は得られたかと思えます。

【事務局】

浜岡会長から申し出がありました分科会委員の辞任につきましては、会長からも御説明のありましたとおり、社会福祉審議会委員長の承認が必要でございます。本日は持ち帰らせていただきまして、委員長にその補充の選任の必要性も含めまして、御相談させていただきたいと思っておりますので、御了解いただければと思います。

【浜岡会長】

それでは本題に入らせていただきます。

【委員】

本題に入る前に申し訳ないです。この論点整理の中でコストの話とか行政の職員として新たな役割を求められているとかの現状を聞かせていただいていた経過があります。

2の(2)のところで、この後どうするかということの役割機能の論点をしたうえで、プロセスも考えていこうという整理ですけれども、この分科会の最初の頃から言っておりますが、市営の保育に携わる人たちの活動の様子も聞かせていただいて、その中で民間でやっていることと同じことをやっている部分やそうでない部分もあるので、子育て支援、保育の行政の枠組の中で、市営としても人材確保も含めそれなりにやっているという実感があつたんですよね。

これまで2度ほど西京区に市営保育所がないと質問したんです。今後、民間保育園と違う部分を市営の機能役割として地域の保育の拠点に付加していくというような役割を議論していくとしたら、あるものの使い方をどうするだけではなく、市営の職員の役割とか民間の役割とかを整理するという議論であってほしいと思うんです。将来的には、京都市の子育て支援の拠点という役割が市の保育園に併設した形でやっていくのがこの議論

の方向性としていいということであれば、「西京区にもつくりましょう。」というように、市職員も前向きに考えられて、連携される民間の保育所も前向きに考えられるような、先に向けた方向性であってほしい。敢えて言いますけど、これから時間をいっぱいかけて議論していくということだから、歴史的な経過があって今ある市営の保育所をなんとかしましょうという場ではないですね。

【事務局】

おっしゃることも重々分かるのですが、この分科会にお願いをした際に現在の市営保育所の今後のあり方ということを上申しております。その際西京区につくってはどうか、あるいは右京区の本所区域につくるとのことまで含めての御議論をここでお願いしているものとは考えてはおりません。現行の市営保育所について基本的にはどのように深めていくのか、右京区の本所区域や西京区域について、現在の市営保育所でどう活用していくのか、あるいは不足であればどう民間にお願いをするのか、そういう考え方でなかろうかと考えておるところでございます。この点、申し訳ございませんけども、財源の問題、あるいはその他のことも含めると、一定の制約の中でお考えいただくということについて御理解を願いたい。

【委員】

舌足らずで申し訳ないですけど、市営保育所を洛西とか西京区本所管内につくりましょうということをご決定とは思っていません。京都市が今ある市営保育所にこういう行政的なこととかを地域に対して担っているということであれば、別に保育所をつくらなくても、その機能を直接的に行政として担えるように福祉事務所を強化してもらってもいいですし、そういったことをここで決めるわけではないですけど、そういったことも必要なんですよということをごまとめとして入れるような議論であってほしい。

あるものをどうするのかでは民間移管の話がかなり簡単に出てしまうと思うので、そことは違ったはずではないですかと敢えて言わせてほしい。

【浜岡会長】

公の役割をつめるというお話だと思います。

前置きが長くなりましたが、「福祉施策のあり方検討専門分科会事務局への質問事項について（回答）」に関して、事務局からいかがですか

【事務局】

お手元の資料に、質問事項につきましての回答を全部で8項目まとめさせていただいております。

【委員】

項目がたくさんありますので、短く申し上げたいと思います。最初の障害児保育につきまして、民間保育園は年2回巡回指導に回っていただいて、1回に6名まで障害に関する面接診断を受けてもらっていますが、その結果を親に報告し、親は改めて療育センターの精神科医などに行ってもらって、診断の結果を市の障害児認定申請を出すわけでありまして。

ところが、一番困るのは親が障害をなかなか認めがらないということで、親が我が子を障害児と全然思っていないケースなどでは大変なんです。また巡回相談などにかける場合、親のほうから言ってきた時は別にして、いちいち親に事前に相談できないケースがほとんどで、そんなことを言いますとショックを受けたり、怒り出す親も実際にはいます。ただ、初めから症状も出ているような子は、親から相談されたり、自ら療育センターに行ってもその結果を持って来られるケースははっきりしてありがたいのですが、問題のボーダーラインの子は非常に多いわけでありまして、可能性が強くても、なかなかどこからも認めてもらえないケースが多々あります。

市営保育所のように手厚い体制があり、判定会議の結果などを見せると親を納得させやすいのですが、民間保育園はとてそこまでできないわけです。実際、療育センターなどの診断を受けてくれと言われても、予約して3箇月から半年ぐらい先ということと言われる親が来ておりました。そんな体制の違いも民間保育園と市営保育所の障害児の受入人数の違いになってくるということもありますので、これは是非とも認識をしてもらいたいと思うんです。

その次に一般財源化については、民間保育園の諸団体は過去何回か全国的な反対運動を展開してきた経過があります。もし一般財源化されると、地方自治体に対しても保育予算がいくら下りてきたのか分からなくなって、実質的に一般財源化により減額になってしまうのではないかと心配がありました。京都市においてもどのくらい減額になったのか試算したことがないのかと聞いたわけでありまして、平成21年度の市の決算資料では、京都市の市営保育所の継足額は、一人当たり96,210円になっています。

これが具体的に出るといことは、そのベースになる国の予算の中にその負担額がはつきり出ているのではないかと思うわけでありまして。民間園に対して、子ども一人当たり市は17,991円を出費されていますので、その差は合計5.4倍という話があります。この分科会の論議の中でも、市営保育所と民間保育園において保育の質や内容は一部分を除いてほとんど変わらないというのが共通認識になっているとしますと、民間側の我々としては、このまま市営保育所の存続を認められないということにもなってしまいうわけです。

まして一般財源化された後、市の継足額は増えてしまうとも思います。結局、市民負担になりますから、なおさら厳しく対処していかなければならないと思います。無論、我々、民間園でもいずれ国予算が一般財源化されますと、さらにコストの削減が求められることになってしまうのではないかと心配しております。

市営保育所の保育の質に関して、第三者評価を実施されていますかと聞きますと、京都

市は公的機関であるので評価は実施していないと言っています。京都市保育園連盟は市内の各園に実施するように強力求めてきています。保育の質を高め、保護者からの期待に応えるという意味もあって、またプール制のポイント制の中にも第三者評価のポイントがあります。かなり高いポイントです。これによって様々な先駆的な取組、この中でも特に新しい取組として、先ほども少し申し上げましたが、自由裁量、創意工夫を積極的に評価し、高いポイントが付くようにされています。保育の質の向上を図るような取組をされていることについても、ポイントが付きます。これらによって多様な保育サービスに消極的な民間の3割近い保育園にも努力を促すような制度が昨年度から始まっています。

民間保育園に対して第三者評価を受診するよう市は促しているにもかかわらず、市営保育所に対してはどのようなことをされているのか。自由裁量、相違工夫等、今後の保育の質を向上させるようなことがどのようになされているのか。これからの保育園を良くするためのキーワードは、自由裁量、創意工夫になってくるのではないかと考えているわけです。

【事務局】

委員からの御質問等につきまして、お答えさせていただきます。

まず障害児保育についてでございます。委員御指摘のとおり障害児の認定につきまして、市営保育所は障害児判定会議を開いて実施しておりますが、民間保育園につきましては書類による判定という形で、この部分につきましては私自身も民間保育園と市営保育所で認定の仕方が違うということについては、課題があると認識しております。以前も申し上げたかもしれませんが、我々の職員体制を含めて限界がありまして、現在は市営保育所にのみ職員が回るという形になっております。できる限り市営保育所に行っているお子さんと民間保育園に行っているお子さんの判定につきまして、書類選考であろうが、直接見る判定であろうが、なるべく差が出ないように最終選考をしているつもりでございますが、一部不十分ではないかという御意見もありますので、障害児保育のあり方につきましては、かなり大きな課題があるのではないかと認識しております。今回の御意見も含めて、我々も行政内部として少しでも改善できればと思っております。

また、一般財源化の件ですが、市営保育所のほうは一般財源化されておりますので、例えば建物の修繕や建替えが民間保育園に比べると全くできていないという状況です。市営保育所の見学等も行かれたと思いますけれども、かなり古いままで残っているのが現状でございます。一般財源化につきましては、自治体が運営している分につきましても交付税措置がされているとはなっておりますが、もっと十分な財源をいただきたいという要望は我々もさせていただいているところであります。けれども、なかなか厳しいものがありまして、市営保育所では、いわゆる直接処遇につきましては民間保育園と同じような形で加配等させていただいておりますので、影響は出ておりませんが、その他の物的な部分につきましては、かなり影響が出ております。

その関係で最後の御質問にありました第三者評価ですけれども、単費で第三者評価を行

うという予算がなかなか取れないという現状もございまして、現在のところ市営保育所においては第三者評価を受診するとはなっておりません。委員御指摘のとおり民間保育園のほうに第三者評価の受診を勧奨している立場でもございますので、今後は市営保育所においても実施できるよう、我々としては財政当局に対して予算要求していきたいと考えております。

保育士の応募状況につきまして、数字が不十分な部分ございまして、30名の募集に對しまして、390名の申込みですが、実際の受験者数は320人でございます。最終合格者は37名で、最終的な受験倍率は、8.6倍となっております。ただ最終的には10名程度採用辞退されておりますので、京都市に採用された人数はこの37名から10名程度引いた人数となっております。

【委員】

募集の応募状況については、表に出てきている数字よりも少し低いようでありますけども、民間から見るとため息の出るような数字で、私どもの民間園というのは、募集してもその募集の人数どおり来ないということがあります。まして市内の中心部ですと比較的応募があるんですけども、周辺地域では交通の便が悪いということも重なって応募がないという状態があります。しかもそれが非常勤の職員の募集になったらもう全然反応がないというような厳しい状態になっていますが、京都市は民間園が9割を占めているわけでありまして、京都市からの要請を受けてなんとか公私間でもこれ以上、水準が落ちたと言われないよう、保育の水準を下げまいとして一生懸命に頑張っています。

そういう中で我々がこの募集状況を変えるということは、実際、民間園独自ではなかなかできない難しい問題でありまして、こういった現状に対して京都市にも積極的になんらかの対策をしてもらわなければ、京都市からたくさん子どもたちを受けてくれと言われても、現場では人数が足りない、職員が足りないという状況があらこちらで起こっているということも聞きます。その辺は市のほうにも、もう少し考えていただきたいと思えます。

市営保育所は、雇用に関してはものすごくいい条件で、ものすごくいい環境で職員募集をしている。我々としては、こればかりは黙っているわけにいかない問題と認識してほしいと思うんです。

【浜岡会長】

御意見として受け止めていただきたいと思います。前回までの議論を含めまして、3ページ以降のところでは文書について修正の作業をしていただいておりますので、この修正点について若干事務局から御説明いたします。

【事務局】

それでは、お手元の資料、「市営保育所の今後のあり方について第8回討議資料」の3ページをお開きください。8ページまでにかけて、前回の分科会におきまして委員の皆様からの御意見を踏まえ、「市営保育所の今後の役割・機能について」と「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて」に修正等を加えた資料でございます。

今回、修正等を行いました部分につきましては、下線及び二重を引いております。それでは、修正等を行いました主な点につきまして御説明させていただきます。

まず、「市営保育所の今後の役割・機能について」についてでございます。3ページの「1 民間保育園と市営保育所の現状」の1行目でございますが、民間保育園の前に、「社会福祉法人等が運営する」と追加しております。

次に1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧ください。上から5行目からの「また、」以降でございますが、京都市が掲げる様々な施策に対しての市営保育所の関わりに関する内容を追加しております。

続きまして、その下、「(1) 保育内容について」の項目の2段落目、ただし書き以降でございますが、行政による指導、監督、助言を行ううえで配慮すべき点につきまして追加しております。

次のページを御覧ください。「(5) 地域子育て支援について」の項目で、ページの下の部分でございますが、保育士としての専門性の活用や福祉事務所等の一体的な推進等につきまして追加で記載するとともに、文章の表現を分かりやすく整理しております。

次のページを御覧ください。「(6) 地域の新たな保育ニーズへの対応について」の項目の最後の部分でございますが、市営保育所における実践の検証と、それを反映させる体制の確立との記載を追加しております。

続きまして、その下、「(7) 市営保育所保育士のあり方について」の項目の1段落目の最後の部分でございますが、職域の拡大を通じて習得される知識・経験を市営保育所において還元していくことの記載を追加致しますとともに、最後の段落でございますが、民間保育園も含めた京都市全体の保育内容の質の維持・向上のために、保育士としての必要な知識・専門性を市営保育所において継承、発展、蓄積することの必要性に関する内容につきまして追加しております。

続いて次のページを御覧ください。「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて」でございます。中段の部分でございますが、市営保育所や公務員としての保育士に求められております役割に関する内容につきまして、追加で記載を致しております。また、下段の資格に囲まれた「視点」の部分でございますが、下から2つ目の視点に「人事異動」を追加しておりますことと、新たに、一番下の部分でございますが、「市営保育所の役割・機能に関する継続的な検証」の視点を追加しております。「市営保育所の今後の役割・機能について」及び「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて」の修正点につきましての説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

【浜岡会長】

前回までの御議論を踏まえて、3ページ以降のところでは文言の修正等を行ってありますが、ここを含めてまた今後議論を進めていくことになろうかと思っておりますが、今回の修正等を含めて委員の皆様から御意見いただければと思います。

【委員】

3ページの保育内容についてですけれども、「民間保育園においては質の高い保育が実践されている民間保育園がある一方で、設立後間もないため保育水準の向上が必要である民間保育園も存在している。」。その下に、「市営保育所において保育指針に沿った保育を丁寧に実践し、一定の保育水準が提供されている。」とある。

「質の高い保育」と「保育水準」という用語の使い方がされているんですが、その辺の違いを知りたい。

【事務局】

特段それぞれに意味の違いを持たせたということではございません。同じように「質」というものについて、ここでは同義で書かせていただいております。

【委員】

私自身は、保育内容であったり、それから保育者のレベルアップであったり、人的、物的環境を含めて保育環境であったり、保育の評価とかが「保育の質」を支える要素というふうに思っているのですが、それと同じように「保育水準」も捉えたら良いということではないのでしょうか。

【事務局】

「保育水準」となると、配置基準等いろんなことが含まれると思うんですけども、この場合は委員が言われたように「保育の質」というところに重点を置きたいと思っています。そういうふうに捉えていただければと思います。

【委員】

残っていく文書になりますので、「質」に書き換えていただくほうが良いのではないかと思います。

もう1点伺いたいんですが、民間の園の者として、やはりその質の向上が必要であるところも存在しているのでしょうか。保育の質というのは、向上するためにエンドレスで努力していかないといけないものであると私自身は押さえているのですが。

【事務局】

民間保育園におきましては、職員の確保を含めて、我々から要求します保育の質という部分で言いますと、我々の保育士が行って指導しているケースも多々ありますので、すべてが一定の水準をクリアしたという状況ではないのが現状でございます。それぞれ保育観とか保育の理念がありますので、それについてはそれぞれ尊重するんですが、市民の方から一定の保育料を預かって保育を提供するという事で考えますと、我々の保育課が直接行って指導するというケースもございますので、そこはそういう主旨で考えてさせていただいております。

【委員】

5 ページ目の5 行目ですが、「また、京都市が掲げる未来こどもプランをはじめとする様々な子育て支援施策のうち、今後保育所がその推進に寄与できる部分については、市営保育所においてまず実践を展開し」と書いてありますが、新しい子育て支援の施策についても公立だけでなく、民間でも両方で実践させていただけたらありがたいと考えています。

【浜岡会長】

この表現ですと、まず市営保育所において実践して、それで一定の実績ができれば、民間にというニュアンスで読み取れる。一定担える民間園があれば、こういうことは民間園でも可能ではないかという御意見かと思えます。

【委員】

5 ページの保育内容についてという点で、「最低基準である保育指針が掲げる保育の実践は十分に可能である」という表現になっている。これは両方に言っているわけでありまして。ただ先ほども申し上げましたけども、今回のプール制の改正の中で、自由裁量と創意工夫という点は、これをやるかやらないかによってこれからの保育に非常に大きな影響が出てくるし、まさに保育が高まるためのキーワードになっていくと思うんです。そういった点で、今もポイント制のあり方についてさらに論議はしていますが、民間は既に着手しているわけでありまして。

市営保育所の場合は、それに該当する努力というのは、一体どんな形があるのかということをお聞きしたかったわけでありまして、それに対して具体的な回答がない。保育の質を高めるという点のポイントがかなり高く設定され、京都市自身が求める待機児童対策は、これも相当高いポイントを付けられている。さらに研修体制の強化というようなことは、質を高めることに繋がっていきます。それに伴う人事制度、人事評価の導入とか苦情解決体制とか情報開示とか第三者評価とかこういうものが今度のポイント制には30 項目並んでいるわけです。多少は過剰な競争になるかもしれませんが、民間保育園は一斉にいかにして高いポイントを取るかという取組を始めたところなんです。逆に市営保育所の公務

員としての保育士が民間を指導するということがこれまでの論議であったんですけども、立場上逆になってしまうんじゃないかと思わざるを得ないのですが、何か反論があれば聞かせてもらいたい。

【浜岡会長】

民間では、質の向上のためのインセンティブが働くようなポイント制を導入しているんですけども、市営保育所の場合そういうインセンティブが働くような仕掛けがあるのかということかと思えますけども。

【事務局】

民間保育園におきまして昨年度から創意工夫、自由裁量等も制度として取り入れまして、民間保育園全体の質の向上を図ろうという形で取り入れておるところでございます。御指摘がありましたように民間保育園は京都市の場合は長い歴史がありまして、戦前から乳児保育あるいは戦後の夜間保育を民間保育園がまず先導して行ったという歴史的経過も踏まえまして、我々は民間保育園を運営されている社会福祉法人等がそれぞれの法人の思いですとか保育観とかを出しやすい仕組みを今回取り入れたつもりでございます。

一方で市営保育所につきましては、役所がつくっているという組織である以上、単独で創意工夫を独自にやるというものではございませんで、25箇所の子営保育所がある程度同じような保育の質を提供しないといけないという状況もございますので、ベーシックな部分では25箇所の子営保育所が研修や自己研鑽等含めて一定の保育の質を確保するように努力しているところでございます。

一方で市営保育所の一般財源の話がございましたが、市営保育所につきまして予算がなかなか付きにくい状況になっておりますので、民間の保育園に比べますと、例えば、延長保育の実施箇所とか一時保育の実施箇所につきましては箇所が増えていないという現状がございます。

そんな中で、費用をかけないで自分たちができることは何かということの議論につきまして、分科会委員の皆様の御意見等も踏まえながら、各保育所でいろんな知恵を出し合いながらベーシックな保育の質の向上と、あるいは市民ニーズに応えるような保育のあり方について議論を進めているところでございますし、一部ではその実践等を始めているところでございます。

【委員】

5ページの先ほど追加でアンダーラインが入った部分、「民間保育園と協同して京都市の保育内容の質の向上に取り組む」という部分は、とても大事なことで受け止めております。これと関連して7ページの最後のアンダーラインの部分、文章の言い回しがちょっとよく理解できないんですけども、私自身は市営保育所に在籍している子どもも、民間保

育所に在籍している子どもも、そして未就園の子どもたちも、すべて京都の子どもたちであるという観点で公私の垣根を越えてすべての子どもたちにとってどうなのかを考えていくということも大切なことだと思っています。

それが子どもたちにとっての最善の利益と思うんですけども、そのために市営保育所において保育のノウハウを継承、発展、蓄積していくことが必要であると書かれてある。これは民営保育所と共に連携してやっていかないといけないと思いますので、補足していただけると大変うれしく思います。

【浜岡会長】

京都市においては、保育士としての必要な知識、専門性を10年、20年、30年のタイムスパンで切れ目なく、市営保育所において継承、発展、蓄積していくことが必要であるという部分ですね。

【委員】

民間保育園も含めた京都市全体の保育内容の質の維持・向上は、行政が主に果たすべき役割であることから、京都市においては、保育士としての必要な知識・専門性を10年、20年というふうに書いてあるんですけども、これは民間保育園も含めたということが入っているので、私が思っている主旨と同じなのかなとは思いますが、行政が主導的に行っていくと受け止められますので、これは民間と市営とがお互いに連携して共にというふうな文書整理をしていただくのが良いと思います。

【事務局】

もともとの現行案の主旨は、下線部の1行目の行政が主に果たすべき役割という部分は表現が適切かどうかはあるんですが、いわゆる、現在、保育課が行っております各民間保育園、昼間里親、市営保育所含めて、保育行政が担うべき保育の質の向上という部分の行政が果たすべき役割ということで、その際に我々事務職だけでは保育の質の向上という指導ができない中では、専門性を持った職員を継続して保育課に置いていかなければいけないという主旨でこの表現にさせていただきました。

ただ、委員がおっしゃいましたように民間保育園とともに京都の保育の質を発展させていく視点は大事ですので、この部分の表現につきましては、また一度事務局で考えさせていただきますと思っています。

【委員】

3ページの1の保育内容についてですけども、「設立後間もないために保育水準の向上が必要である民間保育園も存在している。」「市営保育所においては保育所保育指針に則った保育を丁寧に実践し」とあり、文脈からして、私は、設立後間もないために保育水準の

向上が必要である民間保育園については、いわゆる最低基準35条を維持できていないのではないかという捉え方、読み方もしてしまいます。

第2点は、4ページの下から3行目の市営保育所の今後の役割機能というところです。「新たな財政面の支援なしには民間保育園での実施が困難である取組」、5ページの3行目については「市営保育所においてまず積極的に実践し」とあるんですけども、読み方によれば、民間に対して新たな財政支援をしないとそこまで断言してもいいのかなということもなってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

この後、障害児保育については財政支援を行うという文言もあろうかと思うんですけども、第3点目は6ページの(4)の被虐待児や気になる子どもへの対応についてのところです。第2パラグラフの3行目から「保育所に入所せず、地域で生活している児童や保護者等に対する虐待の発見・ケア・防止の観点からの支援についても積極的に行っていくべきである。」、ここの文脈なんですけれども、公民あわせてそうなのか、あるいは公を中心にしてそうなのか、私として読み取ることができなかった。私の考え方ですけども、保育所と言いますのは、すべての人々に開かれた、誰もがアクセスできる地域施設であるとすれば、民間保育所においてもアイデアルモデル、理想的なレベルを含めて、当然担うべき役割ではないのかなと思います。

【浜岡会長】

御意見含めて3点ほどございましたが、この点に関していかがでしょうか。

【事務局】

4ページの2番の下から5ページの上の段にかけて、私どもの文書の流れが若干長くて、最初の主語の部分と後の方がうまくかみ合っておりませんので、今、委員が言われましたような誤解をされる部分がございますので、改めて整理をさせていただきたい。大変失礼しました。

それから6ページの(4)の被虐待児に関します第2パラグラフのところでございます。この点につきましては、公営民営に関わらず、ややもするとこういう現状がある場合があるということを申し上げております。

【事務局】

最初の最低基準のお話しでございますが、少なくとも我々は国の最低基準をクリアしませんと認できませんので、設立間もない保育園につきましては、積極的に我々も訪問指導等しまして最低基準のクリア、あるいは京都市の財政支援もしておりますので、より質の高い保育ができるように対応しているところでございます。それが十分に機能しているかどうかにつきましては別途検証がいるとは思いますが、最低基準につきましては必ず遵守させるという形で指導しているところでございます。

【委員】

6ページについて少し意見を述べさせていただきます。23年度の市営保育所における職員配置の見直し等についてということで、保育士の福祉事務所への配置の部分については、その意義を報告書の中に反映させてほしいと前回の発言の中でお願い致しました。そして地域子育て支援のところで少し展開してほしいとお願いしまして、6ページの最後の部分で、主旨を反映させていただいております。ありがとうございます。

ただ読み返してみますと、少しこの部分の記述も大切なんですけど、これに加えられたことによって、余計2の(4)と(5)の関係が少しねじれてしまっているのかなという印象を持ってしまいました。特に地域子育て支援拠点事業の記述はこのとおりだと思えます。本来行政がこれからもずっと取り組むべきものではなくて、居場所づくりであったり、情報交換の場であったり、同じ悩みを持つあるいは子育ての経験のある方が相談に応じたりという役割は、特に民間保育園というよりも、もっと柔軟な対応ができる新しい公共と言われているNPOの方々に委ねるべき領域なのかなと思っています。

ですから、地域子育て支援ということで、行政が担うべき部分を書き込んでいただいておりますが、こうした体制で行政が担うべき部分を民間やNPOと区分して、少し具体的に書き込んでほしいと思います。そして、福祉事務所、児童相談所、及び保健センターとの連携、一体的な支援体制の確立がまずあって、そのうえで京都市が取り組むべき子どもに関わる施策の積極的な推進を図るべきだと思っております。

本来であれば、市営保育所と福祉事務所と児童相談所と保健センターの一体的な連携、一体的な支援体制の図などがありますと、市営保育所がその中でどういう役割、位置付けを持つのかというもののイメージが湧きますけれども、それは今後お願いするとして、体制という部分を入れていただきたいと思えます。

そして、こういう体制は、実は(4)のところこそ求められるものなのではないか。子育て支援との関係で言えば、虐待リスクの高い方、実際に児童相談所が動いた方、とりあえず状態が治まっている方とか、児童相談所が動くものではないけれども、とても気になる家庭で準ハイリスクの家庭の方々に寄り添いながら、アウトリーチで出かけていく体制を、現状の児童相談所の職員の方であったり、センターの職員の方に継続してほしいというのは難しい状況にありますので、ここの部分を他市と比較して、公として手厚い支援体制を確立するには市営保育所の保育士のノウハウ、特に福祉事務所に配置された経験を生かして取り組んでいただきたい部分でございます。

その部分を少し(4)のところで書き込んでいただけないだろうかと思うのです。福祉事務所や児童相談所、保健センターの行政機関の専門職との連携、一体的な運営で子育てリスク、被虐待リスクの高い家庭及びその親への支援、あるいは発達障害など少し気になる子どもたちへの支援をアウトリーチで行政が公的責任として行っていく。その部分は民間が担うべきものとは少し区別して、京都市として対応するという課題に対し、具体的

に市営保育所の保育士という、市営保育所という社会資源を再投入するというイメージで書いていただけるとありがたい。

ですから（５）のアンダーラインの部分を（４）のところでも、むしろここで具体的に展開して述べていただけると、私の主旨をより反映していただけるかなと思っております。よろしくお願い致します。

【委員】

発言させていただこうと思っている前に、ただ今の話があったので、感動しました。これからの議論の中でそういう積極的な論議をどんどんしていったら、ここに表れている部分では不十分な部分をさらに補強していくというのが、せっかく時間を延ばしていただいた本分科会の責任だと思います。

この文章の立ち位置がもう一つ不明確だったのが、ただ今の御意見で分かってきたんですけれども、つまり、今後、市営保育所がどういう役割を果たしていくかについては、あまり論議が及ばなかった。現状の分析が多かったのも、そうとすればこの文章は、来たるべき将来にこの分科会が提言か意見書を出すのでしょけれども、その下地になるにしては、まだまだ不十分なものかなと思っていました。

だけこの時点で、前回も出されてそれをまた訂正していただいて、また出してまた論議をしているということよりも、さらに先に進む論議を大いにしていってほしいんじゃないかと思っていましたけれども、この論議の中で委員がおっしゃったような形でさらに補強をしていくという形でどんどん完成版、本来あるべき充実したものに発展をさせていくという論議がいいのかなと途中で思い直してしまいました。

そうだとすれば1点だけお願いしたいのは、前文みたいな感じにはなるんだと思うんですけれども、この文章の冒頭にも子どもの人権擁護あるいは発展の視点というのを明確に書いていただきたいと思ひますし、先ほども各先生方からも特に異論がなかったのではないかと思いますので、その点をお願いしておきたいと思ひます。

【浜岡会長】

そろそろ予定の時間かなり迫ってきておりますが、本日皆様からいろんな御意見をいただきました。今後の議論の論点についても、いくつかこういう方向で調整してほしいとか、いろいろ御意見いただきましたし、3ページ以降のこれまでの討議をまとめた資料につきましても、修正を踏まえたものについてさらに御意見をいただきました。

今回はこうした分科会の二つの役割である、市営保育所の今後の役割機能と市営保育所の今後の配置のあり方その実現へのプロセスという問題につきまして、今日まで出てきた意見を少しまとめる形で行くことになろうかと思ひます。加えて、何回か各委員から出ていましたように、実際に利用している当事者や保護者の方からも一度御意見をいただくような機会をつくってはどうかということもありますので、その辺も含めてどう実現できる

か、事務局とすり合わせながら、御検討していただきたいと思います。

時間が参りましたので、このあたりで終了とさせていただきます。

【事務局】

本日は、長時間に渡りまして熱心な御議論いただき、誠にありがとうございます。次回の専門分科会につきましては、7月上旬の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、改めて御案内を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また浜岡会長におかれましては、この間、当分科会の議事進行、誠にありがとうございました。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思ひます。

それでは以上で、平成23年度第2回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

— 閉会 —